

ひらかた高齢者保健福祉計画21（第10期） 骨子案 《概要》

1. ひらかた高齢者保健福祉計画21について

① 計画の位置づけ

- ・老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」
- ・介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」
を一体的に策定
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく
「認知症施策推進計画」を包含

NEW

② 第10期の計画期間

令和9年度から令和11年度までの3年間

1. ひらかた高齢者保健福祉計画21について

③ 計画策定の趣旨

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を支える仕組みを作り上げていくための方向性をまとめたもの。
- 計画期間における介護給付等対象サービスや地域支援事業の必要量の見込み、また介護保険施設等の整備数について定めるとともに、これらサービス提供の財源となる介護保険料の算定を行う。



国から順次示される**基本指針**等に基づき策定

2. 第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針のポイント（案）

社会保障審議会介護保険部会（令和8年6月29日）

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

3. 基本理念

高齢者が生きがいをもち、自分らしく
暮らすことのできるまちづくり

4. 基本方針

方針1

地域包括ケアシステムの深化・推進 【第4章】

方針2

健康でいきいきと安心して暮らせる
まちづくりの推進 【第5章】

方針3

認知症の人をみんなで支え合う
地域づくりの推進 【第6章】

方針4

適切かつ効果的な介護サービスの提供 【第7章】

5. 各方針の重点目標と 骨子反映案

重点目標の設定

- ◆第10期計画より新たに重点目標を設定。
- ◆国から示された基本指針やアンケート調査の結果等を踏まえ、優先的に取り組むべき課題を共有し、本市の特色ある取組をまとめるとともに、ビジョンの共有化を図り、各方針における取組の実行性をより一層高めていく。

《重点目標》

基本方針	重点目標	骨子反映部分
方針1 地域包括ケアシステムの 深化・推進 【第4章】	2. 生活支援・介護予防 サービスの基盤整備の推 進	(2) サービス・活動事業と一般 介護予防事業等との連携 体制の整備
	6. 地域包括支援センター の体制強化	(3) 支援の充実に向けた取組 (4) ケアマネジメント力の向上 ① 地域ケア会議の充実

基本方針	重点目標	骨子反映部分
方針2 健康でいきいきと安心して 暮らせるまちづくりの推進 【第5章】	4. 高齢者の人権を尊重する、 多様な状況に配慮した支援 (権利擁護)	(3) 権利擁護の取組の推進 ③ 頼れる身寄りがいない 高齢者等への支援
	6. 災害時や感染症発生時 に備えた支援体制の充実	(1) 災害や感染症対策にかか る体制整備 (2) 要配慮者への支援 (3) 指定福祉避難所の円滑な 運営

基本方針	重点目標	骨子反映部分
方針3 認知症の人をみんなで 支え合う地域づくりの 推進 【第6章】	1. 認知症に関する市民の理解と予防活動の推進	(4) 認知症予防活動の推進 ① 脳の健康度測定を活用した地域づくり ② 認知症予防の教室の開催
	2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	(1) チームオレンジの推進 (2) 地域企業等における認知症バリアフリーの取組の推進
	4. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備	(1) 保健・医療・介護・福祉の切れ目のない連携体制の強化
		(4) 若年性認知症への支援体制の構築
基本方針	重点目標	骨子反映部分
方針4 適切かつ効果的な介護 サービスの提供 【第7章】	1. 効果的・効率的な給付適正化の実施による介護サービスの質の向上	(2) 利用者の自己実現に沿ったケアプランの点検
	4. 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進	(1) 介護人材確保に向けた支援 (2) 生産性の向上の推進
		3. 事業者による主体的な活動の促進 (2) ケアマネジャーへの支援

【課題】

- ◆元気な高齢者を増やすため、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ることが必要

【国の基本指針（案）のポイント】

- ◆介護予防・日常生活支援総合事業の充実化については、第10期計画期間においても引き続き多様な主体の参画による多様なサービス・活動の充実に向けて取組を進めることが重要



【重点目標】

2. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

【骨子反映案（抜粋）】

（２）サービス・活動事業と一般介護予防事業等との連携体制の整備

- ◆市独自で創設した各サービスについて、その効果进行分析・検証しながら、適宜、事業内容の見直しを図るとともに教室型通所事業等の体制の充実を図る

《市独自で創設したサービス》
リハ職行為評価事業
栄養士派遣指導事業 など

【国の基本指針（案）のポイント】

- ◆地域包括支援センターは、災害および感染症の発生時において、支援が必要な高齢者の把握や関係機関との連絡調整など、各地域において重要な役割を有する
- ◆市町村による支援・連携のもと、地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、有事に備えた平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすことが必要



【重点目標】

6. 地域包括支援センターの体制強化

【骨子反映案（抜粋）】

（３）支援の充実に向けた取組

- ◆災害や感染症の発生時に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定
- ◆有事に備えた平時からの地域における関係構築により、支援が必要な高齢者を把握する

【国の基本指針（案）のポイント】

- ◆地域包括支援センターが実施する総合相談支援事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業において、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応を行う
- ◆地域包括支援センターのみにその責任や負担が集中することのないよう、市町村において、住民を含めた地域の関係者との協働や多機関連携を更に推進していくことが重要
- ◆医療・介護・福祉等の分野に限らず、法律等の多様な分野の専門家・関係者の支援が必要となる場合もあることから、これらの関係者の地域ケア会議への参画を促し、実効的な課題解決につなげることが重要



【重点目標】

6. 地域包括支援センターの体制強化

【骨子反映案（抜粋）】

（４）ケアマネジメント力の向上

① 地域ケア会議の充実

- ◆それぞれの地域の特性や課題にきめ細かく対応するため、頼れる身寄りがない高齢者等の個別ケースの支援内容を検討し、その課題を解決する過程を通じて地域の課題を把握し、さらなる問題解決に向けた関係機関の連絡調整を図り、必要な地域づくり・資源開発・政策形成につなげる
- ◆地域包括支援センターでは、小学校区単位や担当地域（日常生活圏域）単位での地域ケア会議も開催

【課題】

- ◆単身世帯の増加

【アンケート】

- ◆「安心して歳を重ねることができるために、あなたが今後必要と思うサービスは？」
⇒緊急連絡先等の事前登録、見守り・安否確認、入退院時の支援

【国の基本指針（案）のポイント】

- ◆頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進

【重点目標】

- 4. 高齢者の人権を尊重する、多様な状況に配慮した支援（権利擁護）

【骨子反映案（抜粋）】

（３）権利擁護の取組の推進

③ 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援

- ◆頼れる身寄りがいない高齢者等の見守り・安否確認、入退院時における支援、死後事務支援など、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる支援を推進
- ◆個人の状況やニーズに応じて必要な支援に繋がることのできるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークと身寄りのない高齢者等の相談支援のネットワークが機能するための体制づくり

【国の基本指針（案）のポイント】

- ◆近年の激甚化・頻発化する自然災害や南海トラフ地震等の切迫する災害リスクを踏まえ、指定福祉避難所をはじめ、災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努め、緊密に連携
- ◆介護施設等における防災・減災対策を推進するための計画的かつ着実な施設及び設備等の必要な整備を支援



【重点目標】

6. 災害時や感染症発生時に備えた支援体制の充実

【骨子反映案（抜粋）】

（１）災害や感染症対策にかかる体制整備

- ◆令和７年の内水の浸水想定区域図の見直しに伴い、既存の「枚方市防災ガイド」に掲載しているハザードマップを更新
- ◆「ため池ハザードマップ」についても防災ガイドに掲載し、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を行っていただくなど、災害発生に対する備えの検討を促す
- ◆高齢者やその家族の安定的な暮らしを守るため、災害や感染症に対する必要な物資の備蓄・調達体制の整備
- ◆災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、すべての介護サービス事業者に義務化されている業務継続に向けた計画（BCP）等の策定等について、大阪府や関係機関等と連携を図りながら対応
- ◆地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定するとともに、平時から災害や感染症の発生時に対する備えとして、地域における関係構築を進める

【骨子反映案（抜粋）】

（２）要配慮者への支援

- ◆災害対策基本法に基づき、避難支援や安否確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、災害時に自力で避難することが困難な要介護３以上の認定を受けている高齢者等の避難行動要支援者名簿を作成
- ◆地域防災計画に基づき、本人または親族等の同意が得られた避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者（消防・警察・自主防災組織等）へ提供
- ◆要配慮者の避難支援体制を充実させるため、引き続き個別避難計画策定に向けて支援を実施

【骨子反映案（抜粋）】

（３）指定福祉避難所の円滑な運営

- ◆指定福祉避難所のうち、あらかじめ選定した要配慮者が直接避難できる直接避難型指定福祉避難所については、避難所開設後速やかに避難者への物資等の支給が必要になることから、要配慮者に適した備蓄物資・機材の整備費用を支援
- ◆民間企業者団体と災害協力協定を結び、指定福祉避難所が有機的に機能し、避難の支援が必要な高齢者が必要な支援を受け、円滑に避難所生活を送ることができるよう、関係部署、各特別養護老人ホーム等の高齢者施設との連携を強化

【認知症当事者の声】

- ◆認知症施策（認知症ケアパス・認知症カフェ等）を知らない。
- ◆予防は「認知症にならないこと」だと思っていた。

【国の基本指針（案）のポイント】

- ◆「新しい認知症観」の普及が促進されるよう、関係者と連携し、認知症の人の参画も得ながら、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるための取組を行うことが重要
- ◆認知症の人及び軽度の認知機能の障害がある人が、早期に必要な対応につながるができるよう、予防に関する啓発や知識の普及、地域活動の推進などに取り組むことが重要

【重点目標】

1. 認知症に関する市民の理解と予防活動の推進

【骨子反映案（抜粋）】

（４）認知症予防活動の推進

①脳の健康度測定を活用した地域づくり

- ◆ 40歳以上の市民がいつでも身近な場所で測定ができる仕組みを構築
- ◆ 地域包括支援センターや認知症地域支援推進員を中心に、医療機関等とも連携を図りながら、各地域における「のうKNOW」を活用した取組を推進。
社会参加やつながりづくりを促進し、地域でいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指す

【骨子反映案（抜粋）】

（４）認知症予防活動の推進 ②認知症予防の教室の開催

- ◆専門職が関与する認知症予防の教室として、(1)認知症の正しい知識を得る教室、(2)認知症予防に繋がる認知機能トレーニングや運動などを実践することを目的に教室を開催します。
これにより、広く市民に認知症予防の取組を周知し、日常生活のなかで取り組める認知症予防について理解を深めてもらい、行動変容を促していきます。

【認知症当事者の声】

- ◆お店でのレジ・注文の仕方がわからない。
公共交通機関のトラブル時に困る。
- ◆地域のサポーターが支援する仕組みや見守り体制の充実

【国の基本指針（案）のポイント】

- ◆地域のつながりの中で、安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて、認知症の人やその家族の手助けとなる活動の整備を進めることが重要



【重点目標】

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

（１）チームオレンジ※の推進

- ◆認知症の人がどんな暮らしをしたいか、その声をしっかりと聴き、「実現したい暮らし」を起点としてつくりあげることのできるチームオレンジの体制を整備
- ◆認知症の人等が安心・安全・スムーズに外出・帰宅できるようにするなど、認知症の人のやりたいこと・やってみたいことを実現するために、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員と連携し、認知症の人や家族の手助けとなる活動につなげるための環境整備を図る

※チームオレンジとは・・・

認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人が参画し、その意向を支援チームの活動に反映する機会を設け、ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み

【骨子反映案（抜粋）】

（２）地域企業等における認知症バリアフリーの 取組の推進

- ◆認知症バリアフリーに向けた地域企業等の取組を推進させるため、業種を問わず広く普及啓発を行い、認知症バリアフリー社会の機運を醸成することを目指す
- ◆地域企業等での認知症バリアフリーの取組を推進し、認知症サポーター養成講座を受講する地域企業の増加、ひいては認知症バリアフリー宣言の登録を目指す地域企業の育成

◇金融機関・小売業・公共交通機関等との連携・協働

◇地域企業やひらかた健康優良企業登録企業等への普及啓発

【認知症当事者の声】

- ◆受け皿となる介護サービスの整備
- ◆若年性認知症の相談・支援体制の整備

【国の基本指針（案）のポイント】

- ◆認知症の人が、居住する地域にかかわらず、自らの意向が十分に尊重され、望む場で質の高い保健医療及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく利用できるように、地域の実情に応じたサービス提供体制と連携体制を整備していくことが必要

【重点目標】

4. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備

【骨子反映案（抜粋）】

（１）保健・医療・介護・福祉の切れ目のない連携体制の強化

- ◆ひとり暮らし高齢者など認知症の人を取り巻く様々な課題を踏まえ、かかりつけ医や地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、ケアマネジャー、専門医療機関等の連携を図り、保健・医療・介護・福祉の関係機関による連携体制の強化を図るとともに、切れ目のない支援体制の構築に向けて取り組む
- ◆枚方市の強みである豊富な社会資源である認知症専門医療機関と医師会等とのネットワークを強化し、軽度認知障害（MCI）啓発、早期受診・早期対応、医療連携の推進などについて協議し、効果的な認知症施策を推進

【骨子反映案（抜粋）】

（４）若年性認知症への支援体制の構築

- ◆若年性認知症支援コーディネーターとの連携のもと、介護保険サービスをはじめ障害福祉サービスなど必要なサービスにつなぐ支援体制の整備を図るほか、地域包括支援センターにおいて若年性認知症に関する事例共有を行うとともに、専門職向けの研修や講演会の開催を通じて、若年性認知症に対する理解促進と専門性の向上に努める

【国の基本指針（案）のポイント】

- ◆市町村は、地域の実情やこれまでの介護給付の適正化の取組を踏まえ、実施する具体的な取組の内容及び実施方法とその目標等を定める
- ◆都道府県国民健康保険団体連合会の適正化システム等を活用しながら、都道府県と協力して一層の推進に取り組むことが重要

【重点目標】

- 
1. 効果的・効率的な給付適正化の実施による
介護サービスの質の向上

【骨子反映案（抜粋）】

（２）利用者の自己実現に沿ったケアプランの点検

- ◆「ケアプラン点検支援マニュアル」や、大阪府国民健康保険団体連合会による介護給付適正化システム等を積極的に活用し、自立支援等の目標に対し過剰なサービスが提供されていないか、不足しているサービスについては各種資源との組み合わせができないかなど、効率的かつ効果的な手法により点検を実施
- ◆有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者に提供される介護サービスが自立支援等につながるものとなっているかについても確認し、ケアの質の確保に取り組む
- ◆心身機能を環境側面から代替的に補助し日常の身辺行為の自立動作を支援する住宅改修や福祉用具の購入・貸与が効果的に計画・実施されているか、またケアプランとの整合性や妥当性が図られているかという視点で点検を実施

【課題】

- ① 地域包括支援センターや介護サービス事業者の業務負担の増加
- ② ケアマネジャーのシャドウワーク

【国の基本指針（案）のポイント】

2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項の一つに、「人材確保、生産性向上等」が記載された。

【重点目標】

4. 介護人材の確保及び
介護現場の生産性の向上の推進

（１）介護人材確保に向けた支援

- ◆大阪府が設置主体となる各種会議へ参画することにより、地域の実情や課題の把握を行う
- ◆ハローワークや介護サービス事業者、関係団体等と連携を図りながら、市内の介護現場のニーズを把握にも努め、介護人材の確保・定着、職場環境の改善、介護職の魅力発信等についての取組を推進
- ◆介護保険サービス事業者連絡会が実施する就職フェア等を支援するほか、大阪府社会福祉協議会が実施する介護の仕事の就職相談会・面接会など、様々な活動を積極的に支援
- ◆若年者を対象とした合同就職面接会の開催や、奨学金の返還支援等を通じて、福祉施設を含む市内企業の雇用に向けて支援

【骨子反映案（抜粋）】

（２）生産性の向上の推進

- ◆介護サービス事業者における文書作成事務の負担軽減を図るため、令和７年３月から開始した「電子申請・届出システム」の利用状況を踏まえ、システムの利用促進に引き続き取り組む
- ◆大阪府と連携し、ケアプランデータ連携システムや介護テクノロジーの普及促進に努める
- ◆上記の取組により、介護サービス事業者が介護サービスの質の向上に注力しやすい環境形成につなげることで、事業者が多様化する利用者のニーズに的確に対応できるように支援する

【骨子反映案（抜粋）】

3. 事業者による主体的な活動の促進 (2) ケアマネジャーへの支援

- ◆介護保険法に位置付けられた介護支援専門員の業務内容を記載したリーフレットを作成するなど、市民への介護支援専門員の役割についての周知に努める